

東郷町教育大綱

<大綱について>

平成27年4月1日に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、地方公共団体の長は「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」ことになりました。

東郷町の最上位に位置づけられた計画である第5次総合計画（平成23年度～平成32年度）において、東郷町の教育に関する基本方針や目標が示されているため、総合計画における教育部分を基に、大綱を策定します。

<目標>

次代を担う子どもたちの人間関係を築く力や豊かなこころといった生きる力を育み、能力や個性を伸ばし、地域で活躍する人材を育成できるまちを目指します。また、世代や地域、文化を超えた多様な交流を盛んにするとともに、東郷の歴史や文化にふれあいながら、町に対する愛着を持った町民が活躍するまちを目指します。

<大綱の期間>

平成28年度から平成32年度までとします。

なお、その期間内であっても、必要に応じて見直すことがあります。

<基本方針>

1 教育環境を充実し、家庭や地域との連携を図る

子どもたちの個性を伸ばし、社会性を育む教育を目指し、教育内容や教育環境の充実とともに、家庭での教育力の向上を推進します。また、地域の人材等を活用した教育や社会活動体験の充実、特別支援教育の充実を目指します。

- (1) 地域で子どもを育てるために家庭や地域が学校と連携し、学校教育の充実を図る
- (2) こころとからだの健康教育
- (3) 学校教育環境の整備・充実
- (4) 放課後児童対策の実施

2 暮らしを豊かにする生涯学習の機会や場を提供する

生涯にわたり生きがいを持って過ごすことができるように、生涯学習活動の機会や場所の充実とともに、知識・経験を生かしたボランティア活動などの参加機会の充実を目指します。

- (1) 参加しやすい講座の開催
- (2) 地域で活躍できる環境づくり
- (3) 多様な生涯学習講座の開催
- (4) こころの豊かさを育てる機会の充実

3 郷土に誇りの持てる地域文化を育む

日本や郷土に、誇りの持てる地域文化を育むため、文化活動への参加機会の充実、文化団体の活動支援、魅力ある文化事業の企画開催、文化財の保全・活用、地域文化の情報発信などを進めます。

- (1) 歴史を学べる郷土資料館の充実
- (2) 文化財保護意識の高揚
- (3) 文化財の保存と継承
- (4) 文化団体の活動促進と、新たな文化活動創出のための場づくり

4 誰もがスポーツに参加できる環境を整える

誰もがスポーツを通じて健康で元気に暮らせるように、地域で気軽にスポーツを楽しむことができる場や機会の充実、総合型地域スポーツクラブの立ち上げや各種スポーツ団体の育成、本町の特色あるスポーツであるボート競技の振興と周知に努めます。

- (1) 生涯スポーツの推進
- (2) 指導者の育成
- (3) 参加しやすい環境づくり

5 地区・世代間の人々の絆を深める交流を推進する

新旧町民や世代間の交流、地区間の交流を活性化し、地区の絆を深めていくため、協働による各種イベントを充実するとともに、地区独自のお祭りやイベントなど地区ふれあい活動を促進し、コミュニティ意識の醸成を目指します。

- (1) コミュニティ活動の推進と活性化
- (2) コミュニティ施設の充実
- (3) 文化やスポーツ事業を通じて町民相互の絆を深める

6 多文化の人々が共生できる社会をつくる

町内に在住する外国人と日本人が、互いの文化や風習などを理解し共生できる社会を目指し、国際理解のための啓発活動の推進、外国人向けの日本語学習の支援、国際交流活動の促進、外国人が暮らしやすい環境整備を目指します。

- (1) 多文化共生の推進
- (2) 日本語学習教室設置などの環境づくり
- (3) 国際交流の推進
- (4) 国際化教育の充実

7 青少年の健全な育成を進める

自分自身で学び考え、豊かな社会性を備えた青少年の育成を目指し、青少年育成団体による活動を促進するとともに、青少年の非行防止対策の強化を目指します。

- (1) 地域と行政が一体となった青少年健全育成活動
- (2) 青少年に対する町民意識の向上